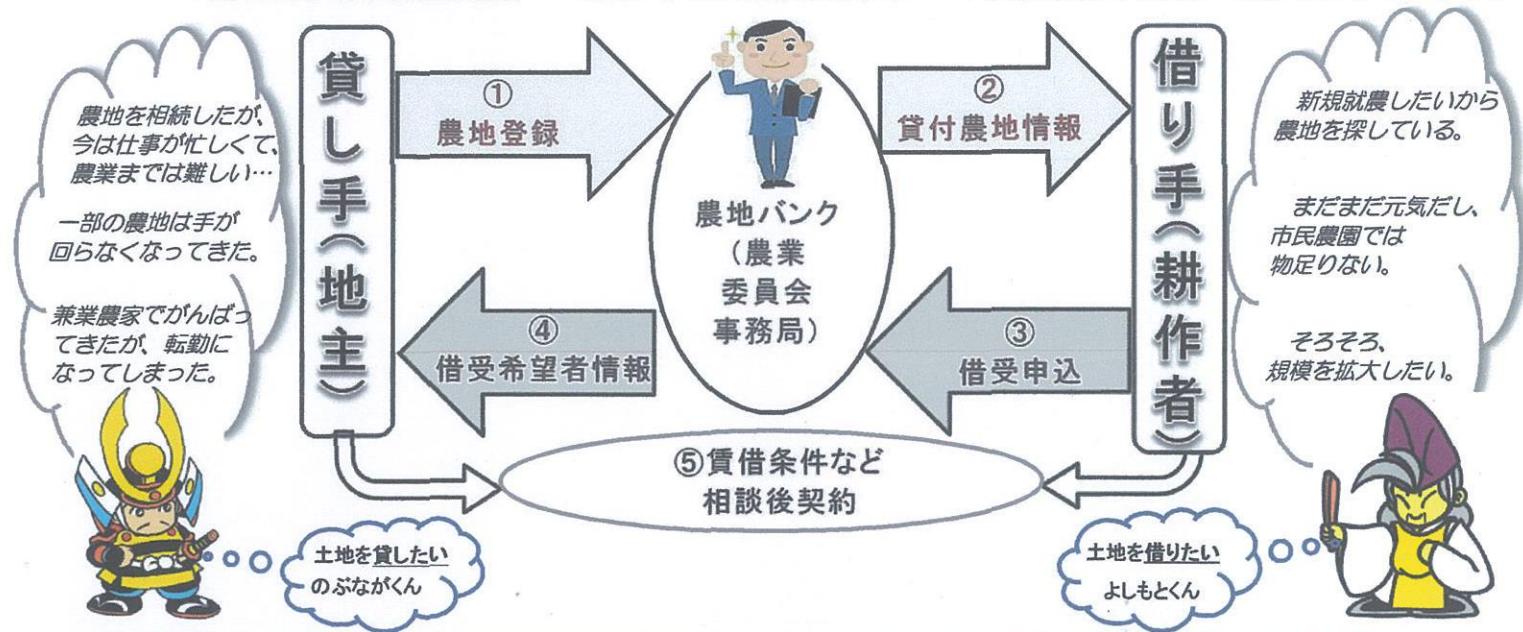


豊明市 農地バンク

農地の貸し借りを
応援します！

豊明市農地バンクは、地主が貸したい農地を借りたい耕作者に紹介する制度です。

「農地としての有効活用」・「担い手の営農規模拡大」・「新規就農の促進」を目的としています。



＜お手続きの流れ＞

①農地登録

貸し手は、「登録申請書」に必要事項を記入・押印後、事務局に提出。（随時受付）

申請に基づき事務局職員が現地確認などを行った後、登録します。

*一度登録されると、取り下げの手続きを行わない限り継続します。（取り下げのお手続きはお電話でも行えます。）

*以下の農地はご登録できません。（生産緑地に関しては、各種制限がありますので事務局にご連絡ください。）

・納税猶予の特例対象である農地　・不法投棄がされている農地　・事務局職員が不適切（耕作不可能など）と判断した農地

②貸付農地情報

借り手は、農地情報を閲覧できます。（農地の所在地・面積・賃借料・現在の利用状況）

*農地を借りられるのは以下の方々です。

- ・農家証明の発行要件のある農業者・法人など
- ・新規に農業を始めたい個人・法人など（下記のいずれかの要件を満たす必要があります。）
 - 農業高校及び農業大学校等卒業生又は卒業見込みの人。
 - 農家・農業生産法人等において2年以上農業に従事した人。
 - 農業生産法人以外の法人で、役員のうち1人以上の者が、常時その法人の行う農業に従事すると認められる法人。
 - 事務局に適当と認められたもの。

⇒事務局による面談にて審査します。契約に関して賃借できる面積や期間に制限があります。

また、契約後は事務局による現地確認が複数回あり、契約満了後の再契約に関して審査を行います。

③借受申込

借り手は、借受けたい農地を事務局に伝え、「借受申出書」を提出。

④借受希望者情報

事務局が、借り手の情報を、貸し手にご連絡します。

⑤賃借条件など相談後契約

貸し手と借り手の条件が合えば、「農用地利用集積計画利用権申出書」を作成し、契約成立！！

*農業委員会総会にて承認された翌月から、賃借権が発生します。

⑤は、三者（貸し手・借り手・事務局）で、作成するぞ！



＜注意事項＞

*農地の売買の斡旋はおこないません。売買についてのご相談は当人同士でお願いします。

*賃借料・期間等の条件についての仲介行為等は一切行いません。但し、新規就農者に関しては期間等があらかじめ定められています。

*農地バンクに登録しても、借り手が見つかって契約が成立するまでは、農地の所有者が農地の管理を行ってください。